賛助会員のご紹介

令和8年7月31日現在(50音順)

㈱アーバンプロジェクト	(052)453-8881
㈱アイ･アンド･キューアドバタイジング	(052)251-0380
㈱アサプリホールディングス	(0594)23-5519
㈱アッシュデザイン	(0566)73-6399
アットホーム㈱中部営業部	(052)954-0770
㈱アドキットインフォケーション	(058)268-7567
㈱アドテックエージェンシー	(052)228-9746
㈱アドライズ	(052)901-4713
㈱アンサークリエイション	(052)219-7311
㈱インターブレインズ	(052)332-6191
㈱エスクオスト	(052)364-9852
㈱エフティーワークス	(052)481-7551
㈱オフィスオフサイド	(052)241-5881
㈲広営社	(052)265-6877
㈱広企プロモーション	(052)242-2151
㈱三晃社	(052)961-2214
㈱サクシード名古屋支店	(052)300-8494
㈱CBCコミュニケーションズ	(052)684-9315
㈱THE-A	090-8867-4113
㈱ジーベック	(059)359-0388
㈱サクラアルカス	(052)822-4488
㈱住宅新報 大阪支社	(06)7713-5250
㈱新東通信	(052)951-3831
㈱創文社	(052)856-7100
中京広告㈱	(052)218-7779
㈱中日アド企画	(052)239-1222
㈱CHINTAI	(03)5771-4612
㈱DGコミュニケーションズ 名古屋支社	(052)950-3535
㈱電広	(052)243-3751
㈱電通名鉄コミュニケーションズ	(052)571-0550
㈱東通エィジェンシー	(052)232-8050
㈱豊橋印刷社	(0532)88-5336
㈱ナインスカラー	(052)253-5677
㈱日東通信	(052)231-6441
㈱日本経済広告社	(052)243-0811
㈱ニッショーコミュニケーションズ	(052)991-0100
㈱敏弘社	(052)962-8555
マックスコム㈱	(052)911-1010
㈱MISH	(055)975-3333
メディアエムジー㈱	(052)950-2224
㈱読売Palette東海	(052)204-1361
㈱読売広告社	(052)747-3700
㈱LIFULL　名古屋支店	(052)856-1660
㈱リクルート住まいカンパニー	(052)203-3780
㈱リプレイス	(052)339-2163

ハンドブックを活用しましょう

令和4年9月に「不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）」及び「表示規約施行規則」が改正されました。不動産公正取引協議会連合会では、規約改正に対応した「不動産 広告ハンドブック」を発行しています。

東海公取では、ハンドブックを1冊600円にて販売しておりますので、購入をご希望される方は、協議会事務局（052-529-3300）へご連絡ください。

※公正競争規約については不動産公正取引協議会連合会HPで確認をすることができます。

賛助会員の募集について

東海公取では、所属する賛助会員各社と日々密接な連携を図り、適正な広告表示の確保に努めています。不動産広告の企画作成のご依頼は、東海公取所属の賛助会員に是非ご相談ください。所属する賛助会員は東海公取ホームページにてご案内しております。入会も随時受付中です。詳しくは東海公取事務局（052-529-3300）までご連絡ください。

来会相談について（ご案内）

東海公取では、不動産広告作成に関する相談に随時対応していますが、来会相談をご希望される場合は、必ず電話にて事前予約（052-529-3300）をお願いします。事前予約がない場合の来会相談は、ご対応できない場合がございます。予めご了承ください。

東海公取協
第51号
東海不動産公正取引協議会
会　長　光岡　新吾
〒451-0031
名古屋市西区城西5丁目1番19号
愛知県宅建会館 3階
編集発行責任者
広報委員長　野田　久貴
2026年10月発行

会長就任のご挨拶

会　長
光岡 新吾

当協議会構成団体会員及び賛助会員の皆様方におかれましては、益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

東海不動産公正取引協議会の会長を拝命致しました、光岡でございます。本協議会会長に就任致しましたことは、誠に光栄に存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いでございます。

はじめに、これまで長年にわたり、本協議会の発展と公正な不動産取引の推進にご尽力いただきました、歴代会長をはじめ、役員並びに関係各位の皆様に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

不動産は国民生活の基盤であり、その取引には高い信頼性と透明性が求められております。とりわけ、広告表示の適正化や消費者保護の徹底は、不動産業界に対する社会的信頼を支える根幹であり、本協議会が担う役割はますます重要性を増しております。

私どもは、公正競争規約の適正な運用を通じて、消費者が安心して不動産取引を行うことができる環境の整備に努めるとともに、業界全体の健全な発展と社会的地位の向上に寄与していかなければなりません。

微力ではございますが、関係団体や行政機関との連携をより一層深めながら、本協議会の使命達成に全力を尽くして参る所存でございます。

皆様方におかれましても、今後とも変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

創立60周年記念式典・祝賀会開催

東海不動産公正取引協議会は昭和41年に設立されて以来、本年度で60周年を迎えることから、日頃より協議会を支えてくださった皆様に感謝の意を表し、第60回定期総会終了後に創立60周年記念式典を開催致しました。

記念式典では、消費者庁表示対策課の課長補佐駒沢賢治氏、一般社団法人全国公正取引協議会連合会の会長代行松山隆英氏、北陸不動産公正取引協議会の会長小間井隆幸氏よりご祝辞を頂戴し、その後、一般社団法人全国公正取引協議会連合会より、当協議会の長年の活動に対し表彰状が授与されました。

その後創立60周年記念祝賀会が開催され、盛会裡に終了致しました。

表彰授与

消費者庁　表示対策課　課長補佐
駒沢　賢治 氏

(一社)全国公正取引協議会連合会　会長代行
松山　隆英 氏

北陸不動産公正取引協議会　会長
小間井　隆幸 氏

第６０回「定期総会」開催

「第６０回定期総会」を６月１５日に名古屋マリオットアソシアホテルにて開催し、全議案原案通り可決承認されました。

本総会は、公正取引委員会 事務総局 中部事務所 取引課課長　沼上 和秀氏、国土交通省中部地方整備局 建政部 不動産業適正化推進官　森下 哲也氏、愛知県 都市・交通局 都市総務課 建設業・不動産業室長　高田 徹氏、三重県環境生活部 くらし・交通安全課 消費生活センター長　澤村 明義氏のご臨席をいただき盛大に執り行いました。

また、新役員による理事会を開催し、会長に光岡新吾氏を選出するとともに、副会長及び専門委員会の委員が選任されました。

令和８年度の事業計画及び役員については、以下の通りです。（その他の内容は東海公取ホームページよりご覧いただくことができます。）

公正取引委員会 事務総局 中部事務所 取引課課長
沼上　和秀 氏

国土交通省中部地方整備局 建政部 不動産業適正化推進官
森下　哲也 氏

愛知県 都市・交通局 都市総務課 建設業・不動産業室長
高田　徹 氏

三重県環境生活部 くらし・交通安全課 消費生活センター長
澤村　明義 氏

（新執行部あいさつ左から）近藤 浩司 副会長、冨士松 洋也 副会長、光岡 新吾 会長、山本 武久 副会長、疋田 貞明 副会長

令和８年度　事業計画

我が国の経済は、長らく続いたデフレ期からの脱却が進みつつあり、物価・賃金の上昇、消費・投資活動の持ち直しなど、景気回復の兆しが見られていますが、ＧＤＰ成長率は引き続き低水準で回復ペースは緩やかであり、先行きは依然として不透明な状況と言えるため、今後は賃金と物価の好循環の定着、内需拡大、構造改革の推進が重要な課題となります。

このような状況の中、全国９地区の不動産公正取引協議会では、引き続き改正「不動産の表示に関する公正競争規約」の周知活動などを今年度も実施する予定である。

本協議会においても、不動産公正取引協議会連合会、消費者庁及び公正取引委員会、国土交通省他関係機関及び行政との連携を更に強化し、「おとり広告」の撲滅を含めた不動産広告の適正化及び規約違反広告への適切な対応を行う。

不動産事業者や広告代理店等から構成される賛助会員及び一般消費者からの問い合わせについても随時対応し、事業者が不動産広告によるトラブルに巻き込まれることなく、適切な不動産情報の提供に努めるよう、①規約違反の未然防止に向けた、加盟事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応を、重点事業として進める。

以下、令和８年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。

１．広報関係

⑴ 研修会等の実施について

① 加盟事業者対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供を推進するため、最近の違反広告事例や相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等と連携し実施していく。また、ＷＥＢでの研修会開催についても、実施団体と連携し、柔軟に対応する。

② 賛助会員に対する研修会

適正な不動産広告の作成を促すとともに、賛助会員が不動産業者へ正しい規約解釈に基づいた広告提案が行えるよう、業務への活用・違反広告の未然防止を目的とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

⑵ 賛助会員への加入促進について

不動産事業者からの広告作成に関する相談・問い合わせの際には積極的に賛助会員の利用を勧めていく。

近年、インターネット媒体・ポータルサイトを利用する事業者が増加し、紙媒体は減少傾向にあることを踏まえ、インターネット事業者に対する入会促進及び退会防止策を検討していく。

また、未加入の広告代理店・印刷会社及びポータルサイト運営事業者等からの問い合わせがあった場合についても、柔軟に対応すると共に、協議会事業の理解を勧める為、研修会の受講を勧めるなど加入促進を図る。

⑶ 広報誌「東海公取協」の発行等について

① 広報誌について、協議会の事業内容や違反事例等を紹介するなど、公正競争規約の普及啓発のための紙面の充実化及び紙面のＷＥＢ化を行っていく。

② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

⑷ ホームページの有効活用について

資料のダウンロード、相談事例Ｑ＆Ａの掲載、被疑違反広告の通報の呼びかけ、賛助会員の紹介及び専用ページなど、現行ホームページの充実・活用をすると共に、ホームページ上においても規約の周知を引き続き図っていく。

⑸ 公正表示ステッカーの店頭掲示及び賛助会員への促進について

加盟事業者の規約に対する遵守意識を喚起し、消費者が適正な不動産情報を提供する事業者を判断する際の目印となる、加盟事業者の「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進していく。

また、賛助会員においても「公正表示ステッカー」を活用するように周知していく。

2．調査指導関係

⑴ 本部・地区調査指導委員会（業務）について

① 規約違反被擬事案及び関係官庁より違反広告に対する調査指導の要請を受けた際の受付・処理については、「調査指導委員会運営規程」・「違反調査等事務処理規程」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。

② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区において措置の判断基準に差異が生じないように努める。

③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた加盟事業者を対象とした義務講習会を実施していく。

④「ポータルサイト広告適正化部会」が実施する「インターネット広告一斉調査」において提供された被疑事案について、各地区調査指導委員会と連携し対応していく。

⑵ 事前相談業務について

加盟事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、規約違反広告の未然防止に努める。

⑶ 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の更なる充実を図っていく。

⑷ インターネット広告の適正化への対応

インターネット広告の規約違反により厳重警告・違約金課徴の措置を講じた加盟事業者に対しては、各サイトにおいて掲載停止の処分等を実施すると共に、「ポータルサイト広告適正化部会」や、他地区協議会と連携し、インターネット広告の適正化を図る。

またインスタグラムやＸ（旧ツイッター）、フェイスブック等、ＳＮＳに関する違反広告についても、事業者に対し啓蒙を図ると共に、更なる規約の周知活動に力を入れ、おとり広告や不当表示にならないための表示の徹底など、構成団体と連携し、研修会等を通じた加盟事業者や賛助会員への周知を行い、規約違反広告の未然防止に繋げる。

⑸ 他地区不動産公正取引協議会等との連携について

規約運用に関し、他地区不動産公正取引協議会及び不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携強化に努める。

また、他地区の事案・措置についての研究を行い、規約の判断基準に差異が生じないように努める。

3．総務関係

⑴ 総会及び理事会等の開催

① 第６０回定期総会を次のとおり開催する。

日　時　令和８年６月１５日（月）
　　午後３時３０分より（予定）
場　所　名古屋マリオットアソシアホテル

② 理事会については、必要に応じ適宜（年２回程度）開催する。

③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜（年１～２回程度）開催する。

⑵ ６０周年記念式典・祝賀会の開催

日　時　令和８年６月１５日（月）
　　午後４時３０分より（予定）
場　所　名古屋マリオットアソシアホテル

⑶ 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催

首都圏不動産公正取引協議会が幹事となり、開催される予定。

⑷ 渉外関係

① 関係行政官庁との連携について

消費者庁及び公正取引委員会、また、東海４県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

② 不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、おとり広告をはじめとする共通問題について情報提供・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

4．組織のあり方の研究

本協議会が継続的に諸事業を実施していくため、必要に応じて財政基盤の検証や諸規則の変更等の対応を図ると共に、将来的な本協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。

■令和８年度　役員名簿（敬称略）

役　職	氏　名	所属団体名	団体役職
会　長	光　岡　新　吾	(公社)愛知県宅地建物取引業協会	会　長
副会長	山　本　武　久	(公社)岐阜県宅地建物取引業協会	会　長
副会長	冨士松　洋　也	(公社)三重県宅地建物取引業協会	会　長
副会長	疋　田　貞　明	(公社)全日本不動産協会静岡県本部	本　部　長
副会長	近　藤　浩　司	(一社)中部不動産協会	副理事長
理　事	尾　頭　一　喜	(公社)愛知県宅地建物取引業協会	副　会　長
理　事	冨　田　　厳	(公社)愛知県宅地建物取引業協会	業務執行理事
理　事	伊　藤　智　成	(公社)愛知県宅地建物取引業協会	業務執行理事
理　事	宇　野　篤　哉	(公社)静岡県宅地建物取引業協会	会　長
理　事	後　藤　尚　貴	(公社)静岡県宅地建物取引業協会	副　会　長
理　事	長谷川　晃　弘	(公社)静岡県宅地建物取引業協会	専務理事
理　事	林　　仁　美	(公社)岐阜県宅地建物取引業協会	副　会　長
理　事	萩　原　幸　二	(公社)全日本不動産協会愛知県本部	本　部　長
理　事	小　嶋　隆　司	(公社)全日本不動産協会愛知県本部	副本部長
理　事	野　田　久　貴	(公社)全日本不動産協会岐阜県本部	本　部　長
理　事	家　田　貴　彦	(一社)東海住宅産業協会	理　事
理　事	笠　原　弘　道	(一社)静岡県都市開発協会	専務理事
理　事	佐　溝　剛　至	(一社)ナゴヤハウジングセンター	常務理事
監　事	小　林　靖　彦	(公社)静岡県宅地建物取引業協会	副　会　長
監　事	大　場　吉　恭	(一社)中部不動産協会	副理事長

■委員会構成名簿（敬称略）

総務委員会

役　職	氏　名
委員長	尾　頭　一　喜
副委員長	宇　野　篤　哉
委　員	小　嶋　隆　司
委　員	林　　仁　美
委　員	佐　溝　剛　至

広報委員会

役　職	氏　名
委員長	野　田　久　貴
副委員長	笠　原　弘　道
委　員	冨　田　　厳
委　員	長谷川　晃　弘

調査指導委員会

役　職	氏　名
委員長	家　田　貴　彦
副委員長	後　藤　尚　貴
副委員長	萩　原　幸　二
委　員	伊　藤　智　成
委　員	愛知地区調査指導委員長
委　員	静岡地区調査指導委員長
委　員	岐阜地区調査指導委員長
委　員	三重地区調査指導委員長

最近の相談事例

Q1 販売中のマンションの室内状況を紹介する動画をホームページに掲載する予定です。動画内で流れる音声についても、表示規約の規制を受けますか？

A1 表示規約において「表示」とは、「顧客を誘引するための手段として事業者が不動産の内容又は取引条件その他取引に関する事項について行う広告その他表示」(第４条第５項)と規定しており、チラシやインターネット広告だけでなく、セールストーク等の口頭による説明も「表示」に該当し、表示規約の規制を受けます。したがって、動画内で流れる音声も物件概要等のテキスト表示と同じように、表示規約を遵守したものでなければいけません。特に、合理的根拠なく使用することを禁止している特定用語を使っているケースが多く見受けられますので、ご注意ください。

首都圏不動産公正取引協議会」発行　〔公取協通信第３６６号〕より引用

Q2 新築住宅をこれから販売する予定ですが、現在、建築確認を申請中です。ホームページには、建築確認を受けた後に広告する予定ですが、ホームページの広告前に「○○1丁目新築住宅の情報をホームページに近日公開予定!」と題して、SNSに投稿することは建築確認申請中であっても可能でしょうか？

A2 SNSに投稿することも表示規約の規制を受ける「表示」(SNSでの広告はインターネット広告に含まれます。)に該当しますので、建築確認の申請中の段階で行うと、表示規約第５条で規定する「広告表示の開始時期の制限」に違反することとなるため、行うことはできません。

「首都圏不動産公正取引協議会」発行　〔公取協通信第３６６号〕より引用

Q3 省エネ性能表示のラベルを表示しなければならない広告媒体を教えてください。また、表示は努力義務だと聞いたのですが、ラベルを表示するスペースがない場合は、表示を省略しても良いでしょうか？

A3 このラベルは、2024年４月に改正・施行された建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)第27条に基づき、「建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。」との規定によるものです。国土交通省が公表しているガイドラインによると、該当する広告媒体として「新聞」「雑誌」「チラシ」「パンフレット」「インターネット」等が挙げられています。また、表示スペースに制限がある場合の対処方法についてもガイドラインに出ていますので、そちらをご確認ください。なお、不動産公正取引協議会が運用する表示規約においては、このラベルを表示することを義務付けておりませんが、ラベルの表示内容に不当表示が認められた場合には、表示規約違反となりますので、ご注意ください。

ガイドラインはこちらです：

https://www.mlit.go.jp/shoene-label/

首都圏不動産公正取引協議会」発行　〔公取協通信第３６９号〕より引用